

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第31回） 議事要旨

1. 日時

令和6年12月10日（火）10時00分～11時30分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務事務次官、山崎大臣官房総括審議官、豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、村上同局放送技術課長、岡井同局衛星・地域放送課長、坂入同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、増原同局国際放送推進室長、細野同局放送政策課外資規制審査官、西村同局放送政策課企画官、本橋同局地域放送推進室長、渡邊同局地域放送推進室技術企画官

4. 議事要旨

（1）検討会取りまとめ（第3次）（案）に対する意見募集の結果

事務局より、資料31-1、31-2及び31-3に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【奥構成員】

ブロードバンド代替の件についてコメントさせていただきます。今回のブロードバンド代替に関する放送事業者からの御意見と、それに対する総務省事務方からのコメントについて、横から見ていて、意識にギャップがあると感じます。そもそも諸外国では珍しいフタかぶせということがあって、それが非常に手間であるということが配信の事業展開への足かせになっているというのは周知の事実であります。そんな中で、ミニサテの立て直しをユニキャストでやるということから、文化

庁との間で、地域限定特定入力型自動公衆送信という形を用いて、フタかぶせを避けるために、エア受けをしてその先からネットで出すというユニキャスト方式を、ケーブルやマルチキャストに続く伝送手段としてできるようにしたというところまでの仕立ては、ここ2年かけて実証実験までやってここまで来たということでは御苦労が絶えなかったと思います。

ただ、NHKさんは「あまねく義務」、民放さんは「あまねく努力義務」と放送番組を届けるカバー率に関してのレベルが異なります。今後行われる地域別の協議会の中で、民放さんがこの方式で行けばフタかぶせはしなくていいのだという確信が持てず、事業者側でそれぞれ権利者と交渉をするようにと記載されています。その温度感や、あるいは、これはいけるんですよというところの核心について御発言をいただきたいと思います。行政のサポートはもう一步踏み込んで必要ではないかと感じました。以上です。

【佐伯放送政策課長】

行政の側といたしましては、奥先生おっしゃるように、総務省と文化庁との間で、今回、IPユニキャストについては、地域限定特定入力型自動公衆送信の考え方を整理した上で、エア受けした上で配信をすれば、少なくとも視聴者側にとって外見上は放送の代替とみなし得るということで、これまでと権利処理上は変わらないような形になるのではないかと整理をさせていただいたところでございます。

その上で、権利者の方々との間での調整につきましては、こちらは放送事業者の役割であるところがございますので、ここについては、NHK、民放が協力の下でやっていただくものと考えている次第でございます。

（３）意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

今回は取りまとめに関するパブリックコメントも丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。今後の検討につきましては、前回のパブリックコメント前の会議において私から申し上げた、早期に検討を開始していくという点も踏まえて、パブコメ案、また、最終案もつくっていただいたということでございますので、これについて、まず、感謝を申し上げたいと思います。この点、事業者の方々からは、時間的に急に検討が進んでいくのではないかとこの点について、若干、もしかすると心配されるところがあるかもしれないと、パブコメを拝見して思いました。私のコメントを行ったところも、そういうものではなく、時間がかかる検討であることは明らかではありま

すので、そういう中で、検討の再開を早めてしっかり検討していくべき、という点を議論したものですので、そういった点は申し述べておきたいと思っております。

また、今後の検討に当たっては、先ほど奥構成員もおっしゃられていたような、著作権やデータの点も重要な点になってくるかと思います。しかしながら、これは、放送事業者において、どのような社会的な役割を果たせるか、それがインターネット空間においてもどうであるか、これを考えていながら、その点について、放送へのメリットも付与されていくものになると思いますので、一体的にデジタル社会における放送の在り方と、著作権やデータの問題も総合的に検討していくことが重要ではないかと思っております。

最後になりますが、今回の検討というのが改めて経営の選択肢を増やしていくことは、最終的にはデジタル空間の中に放送事業者が事業を進めていただけるようにすることにあります。それによって、一定の質を担保した情報がしっかり発信されるようになっていく、これを改めて目指すための検討だと思っております。また、改めて今回の検討の取りまとめを踏まえ、次期の検討もしっかり進めていければと思っております。

【伊東座長代理】

この検討会が立ち上がってから丸3年が経ちましたが、その間、事務局は言うまでもなく、放送事業者、通信事業者をはじめ、多くの方々の御支援と御協力を頂戴し、本日節目の回を迎えることができました。改めまして、関係各位に厚く御礼申し上げたいと存じます。

かれこれ30年余りに渡りまして、放送関連の委員会や検討会にほぼ切れ目なく参加させていただきました。新しい技術動向の調査やそれを利用した新しい放送サービスの導入計画、技術基準を中心とした制度整備のお手伝いなど、未来に向けた夢のあるテーマも多く、いろいろと苦労はあっても、どこかにわくわく感がございました。ところが、6年前に4K8Kの衛星放送がスタートいたしました。その頃から、あるいは、それ以前からか、インターネットサービスの隆盛の陰で、放送を取り巻く環境は目に見えて厳しさを増してきたように思います。

そして、今、求められているのはサステナブルな放送メディアの確立であり、本検討会の検討テーマもそれに沿っていたように思います。実際、私が主査を務めさせていただきましたBB代替作業チーム、並びに衛星放送ワーキンググループにおきましても、そのための経済合理性の追求がメインテーマになっておりました。BB代替につきましては、こうした座組で実施可能な検討はほぼやり切ったように思いますが、衛星放送関連では時間的な制約もございまして、本丸とも言えるBS右旋の今後の在り方について、必ずしも十分な検討ができなかったことが少し心残りではあります。

これからも多様性の確保は大前提ですが、多元性や地域性については、経済合理性と天秤にかけて判断せざるを得ない場面が増えてくるのではないかと想像いたしております。当面はこうした厳しい状況が続くと思われますが、地上放送、ケーブルテレビ、衛星放送という物理特性の異なる放送メディアが重層的に存在し、それぞれの特徴が発揮される環境が今後もしっかりと維持されることを期待したいと存じます。どうもありがとうございました。

【飯塚構成員】

この度は報告書を取りまとめくださいまして、ありがとうございました。関係者の皆様方に感謝を申し上げます。私からは3点、コメントさせていただきます。

1点目は、放送の価値についてです。放送の価値を考えるに当たっては、放送における公共の利益や公共の価値とは何なのかを具体的に定義づけることが必要であるかもしれません。海外事例を踏まえますと、放送の役割ないし目的とは、地方の視点を含む多様な意見に基づいた世論形成に資すること、文化的な多様性に貢献すること、市民としてのニーズと個人としての関心に応えることなどが明確に示されていることが分かるかと思います。

2点目は、プロミネンスについてです。欧州におけるプロミネンスの考え方の背景には、アメリカの大手ストリーミングプラットフォームの台頭によって、地上波の無料チャンネルがインターネット上で埋もれてしまって、視聴者がそれらを容易に見つけてアクセスできなくなるという懸念があります。つまり、地上波からインターネットへと視聴形態がシフトする中で、地上波のチャンネルをインターネット上でも確実に視聴者に届ける仕組みをつくるのが、地上波チャンネルの全国カバーレッジを実現するために必要となっています。そのための手段として、先ほど言及しましたが、公共の利益や公共の価値を有する地上波チャンネルについては、プロミネンスを付与する優遇措置が制度的に担保されるようになっています。しかし、一方でプロミネンスによって生じ得る課題もあると見られています。優先表示の機能の実装のために、受信機メーカーやOSベンダーなどが負担しなければならない適切なコストの範囲はどこまでなのか。また、優先表示されることによってアクセスが増えて、仮に広告の視聴が増えたとするならば、そうした優遇措置が公正競争上、競合他社から問題視されないのか。あるいは、プロミネンスによって、視聴者によるユーザーインターフェイス上での表示の仕方を制限することにつながらないのか、といった課題に対して、適切な論拠を持って対応していくことが求められるかと思います。

3点目は、放送の将来についてです。海外事例を踏まえますと、インターネット視聴の比率の高まりによって、伝送路としての地上波は、経済合理性の観点からネットワーク構成を見直して、地上波への依存度を下げていく傾向にあるのではないかと見られています。特にイギリスでは将来の

地上デジタル放送の在り方について、ユニバーサル放送サービスを維持することを目的に、ＩＰ配信への移行も含めて、技術的及び経済的な観点からの見直しが始まったところです。特にＩＰ配信の検討に当たっては、ブロードバンドが全国規模で手頃な値段で利用でき、誰もが取り残されることのないよう、社会的弱者への配慮の必要性が指摘されているところです。イギリスでの議論はヨーロッパの中では先駆的であるとはいえ、地上波の効率運用の在り方やＩＰ配信をめぐる諸課題についての知見を得るには有益な事例であり、中長期的な視点から放送の将来像を考える上では注目に値するかもしれません。長くなりましたが、以上になります。

【大谷構成員】

まず、３次取りまとめに当たりまして、非常に多岐に渡る意見をお寄せいただいたことに感謝します。あと、関係者の皆様に取りまとめの御努力いただきますことを改めて御礼申し上げたいと思います。私からは４点ほど申し上げたいと思います。

まず、１点目は、これからの検討のスピード感ということでございます。これまでも多数のメンバーから意見が寄せられたとおり、放送に限らず、伝統的なメディア全般に言えることですが、デジタル空間での多様な情報伝達手段が発達する中で苦戦されておりまして、健全な民主主義の発達に寄与するという社会的な役割を果たすための経営基盤が衰退しつつあると思っております。人口減少時代を迎えるに当たりまして、このような状況が加速化してくると思われましますので、今後とも丁寧な議論を行いつつも、人材育成、あるいは海外展開への応援など、経営基盤の強化に資する手を打つことはできるだけ早いほうがよいと考えております。

次に、２点目は、エビデンスということでございます。報告書の本文では、放送の将来像を描くためのエビデンスの重要性について触れていただいておりますけれども、今後とも議論に資するための必要なエビデンスをそろえることにつきましては、引き続き公共放送の担い手であるＮＨＫ様、それから、民放連様からの御協力を得たいと思っております。何とぞよろしくお願いしたいと思います。

そして、３点目がコンテンツ規制についての考え方でございます。放送の再定義につきましては、飯塚構成員などからもよく教えていただいたとおり、諸外国の制度を一瞥しただけでも、放送の社会的役割に基づくコンテンツ規制についての議論と一体のものとして議論を進めなければならないと思っております。意見募集に当たりましては、表現、言論の自由などの影響を慎重に検討すべきとの御意見が寄せられたことも当然だと思っております。伝送手段が多様化したとしても、決して避けては通れない議論だと思っておりまして、コンテンツ規制の在り方については、早期にコンセンサスを得て、放送の再定義に進みたいと考えております。

そして、4点目がプロミネンスでございます。プロミネンスの在り方につきましては、決して義務づけを目指すものではなく、自主ルールの形成に期待を寄せているところでございますが、他のコンテンツプロバイダの提供するコンテンツ、それからSNSなどで伝達される情報と放送コンテンツとの違いは正確に認識しておくことが必要ではないかと思っております。意見募集の結果を御紹介していただいた中で、アマゾンジャパン様からエンタメのコンテンツについて言及いただいております。ネットオリジンで提供されるコンテンツにも極めて良質なものがあることを承知しておりますけれども、エンタメのコンテンツ以外にも、編集責任に裏打ちされた、正確性を担保された情報に接する機会を増やすことの必要性も理解いただき、それを考えた上で自主ルールの形成に今後とも御協力いただきたいと思いますと思っております。

そして、最後に5点目でございます。今回の取りまとめから派生する内容でございますけれども、昨今の選挙の結果、それから報道などを見ておりますと、伝統的なメディアの御努力にもかかわらず、報道する内容などへの視聴者、ユーザーからの信頼性が損なわれかけているように見えることが増えているかと思えます。これは、例えばSNSを積極的に利用する世代と、そうでない世代との分断にもつながりかねないとも理解しているところです。ネット側、通信側の課題だと片づけるのではなく、放送などの伝統的なメディアの社会的な役割をどのように社会全体で共有し、理解してもらうのかについての工夫ですとか、それから関連する諸制度の見直しも必要になってくるのではないかと思いますので、忘れないうちに、ここで触れさせていただいた次第でございます。

今回は本当に多岐にわたるテーマ、ありがとうございました。以上でございます。

【奥構成員】

今回のパブコメに関しては、短い時間でありながら多数の御意見をいただき取りまとめを含めて関係者の皆様には感謝申し上げます。私からは3点、コメントさせていただきます。

まず、データ利活用についてです。動画配信サービスが始まり様々なプラットフォームが参入し、その後コロナ禍を経て、普及拡大してきました。現在、放送事業者が視聴履歴データを取り扱うことに関しては、個人情報保護ということも含めた様々な論点があり、ハードルが高く進みにくい状況です。しかしながら、逆に配信事業者や、あるいはECサイトの事業者は、今後サブスク等から広告ビジネスに入ってくる動きがあります。彼らはファーストパーティーデータとして、購入履歴やあるいは視聴履歴を持っているということになります。情報空間という設計においては、放送も配信も全てを含めて全体で100%と考えていくべきだと思いますので、両者の非対称性が今後は議論になると感じます。この点はテクノロジーや隣接権の解釈にとどまらず、お互いにイーブンに使えるような環境をセットしていくことが、日本の放送制度の中でも大事ではないかということで

あります。

それに付随して、例えばですが、放送や配信のジャンルとして、エンタメ・スポーツと、ニュース・報道があります。話を簡単にするために、大局的に2つのジャンルに限って申し上げますが、基本は広告主の広告予算を取り易い、あるいは、ユーザーの eyeball を集め易いのは、エンタメ・スポーツです。ニュース・報道はなかなか難しい。そういう意味では、民放のビジネスドメインである広告事業において、エンタメ・スポーツは重要な番組ジャンルということになります。一方、ニュース・報道というのは、やるべき論としては本当に大事ですし、地域密着のコアな要素ですが、それを支えるためには、日常の広告営業と一般的な広告主へのコアなサービスが必要ということになります。

こういった中で、配信プラットフォーム側はその一番いいジャンルから、エンタメやスポーツから入ってくるということになりますので、徐々に eyeball の先が配信側へと行くことになります。そうやって考えますと、放送事業、あるいはあるべき情報空間を支えるためには、ニュースというものをどのようにあまねく伝え、過不足ない情報をユーザー、視聴者の皆さんに伝えるかということになりますと、有事・非常時も含め、日常時における日本の広告ビジネスへの課題意識というのをもう少し中長期でもってアジェンダ設定をしていないと、なかなか事業継続性というところでは厳しいのではないかというのが1点目であります。

2点目です。放送の再定義です。これは今後の議論としてアジェンダに挙がっていますが、伝送手段ではなく放送の役割というところから議論を開始するということですので、ぜひ来年以降、活発な議論ができればと期待をしております。その後ろ側にはプロミネンスの議論があり、あるいはかなり踏み込んでいる諸外国の事例などその辺りも参考情報に、日本と違うところ、同じところあると思いますので、エビデンスベース、ファクトベースで進めていければということで期待をしたいと思います。

それから3つ目です。3つ目は、その都度申し上げますが、中長期のビジョンが必要だろうと思います。制度設計をしてから、実際それが運用になるまで3年から5年の時間がかかります。その間にも、ユーザーや技術は、幾何級数的に進化することになりますと、なかなか追いつかないということかと思います。英国で発表された「Future of TV Distribution」というOfcomのレポートには、D T T（地上波デジタル）の縮小や廃止を含めた3つの選択肢が提示されています。その選択肢の中で、BBC自身は放送からネットへシフトするということをかなり積極的に考えていると聞いております。その際の彼らの考え方は、放送で出しているものをそのままネットに持っていくという、住替えではなく、ネットだからこそ新しいサービスが enhancement 拡張できるんだという、すごく前向きな姿勢を持っているということです。

ここは放送と同じものをネットに出す、同時配信とか、それは後から見られるキャッチアップ、アーカイブといった議論ではない、前向きな新しいサービスを考える必要があると思います。そういった意味では、この会議体の冒頭でクラウド化の話の際に申し上げましたが、「いずれいわゆるオンプレミスからクラウド型に行くという動きの中で、その際に必要な制度設計に準じた各社、民放事業者、NHKさんの営放システム、これらの要件定義というのは新しいサービスを組み込んだものを前提にしてやるべきであって、ちょうどこの議論をやっている間にいろいろなことを議論できる、サービスを考えることができるのではないか」ということを二、三年前に申し上げたと思いますが、そういう時期に来ているのではないかと思います。そういった意味では、住替えではなく enhancement 拡張です。補完や代替ではなく拡張していくという意識を持って、今後会議体に参加できればと期待をしております。

【宍戸構成員】

私からも簡単に3点ほど申し上げたいと思います。

基本的には本報告書案、それからパブコメを受けまして、取りまとめができたということに大変良かったと思います。短い期間の間に、非常に貴重な多くの御指摘、パブリックコメントをいただいたことに、私も一構成員として御礼を申し上げたいと思います。私が発言するとなりますと、どうしても報告書の前の方の放送概念の見直し等々について、大変心配されている方も多いかと思いますが、パブリックコメントにおいて、表現の自由の重要性、このような規律、概念の見直しによる政府の権力の濫用、表現空間への介入のおそれを御指摘いただいたことは、言うべきことをメディア界、新聞界、放送界からの的確に指摘していただいたものと私自身は受け止めております。人々の間の情報空間のニーズを適切に満たす、しかも民主主義や世論形成に奉仕するということは、政府ができないからこそ、またプラットフォーム事業者等には難しいからこそ、専門性のある、しっかりとした経営基盤のあるジャーナリズムに基づく情報発信、あるいは流通が求められるところでございまして、まさにその気概をお示しいただいたものと思っております。

奥構成員がおっしゃったことにも関わりますが、こういった観点から、世論形成というと、報道ばかりを念頭に置いて申し上げているようにも聞こえるかもしれませんが、当然ドラマなどを含めた娯楽とか情報番組等も含めて全体がそのはずであり、放送メディアの現場で報道と娯楽が縦割りであることのほうがかえって問題であるだろうと思います。それから、デジタル空間、SNSの規制などについて、例えばプラットフォーム事業者にユーザーの投稿するコンテンツに対するモデレーションを求めるといった話がありますが、これは言わば非常にミクロなコンテンツモデレーションであり、社会全体において、人々がメディア関係の中で接触できるような形で、そして、供給が

足りていない情報を発信するという役割に向けて、放送界、メディアが取組をしていただくことを期待しての将来像の議論であり、また、放送概念をめぐる議論であるということを申し上げておきたいと思います。

これが大きな意味での１点目でございますけれども、２点目はそれに関連するもので構成員の方々からも御指摘がありましたが、今までの役割の延長線上ですが、やること自体は大きな転換が求められていくのではないかと。それは、デジタル空間の変容及び広告を含めた情報産業のエコシステムの変換に合わせて御対応いただくということがまず一つあり、私あるいは私以下の世代の放送業界で働く人、これから放送業界で働こうとする人にとって、将来この産業がどういう方向に向かっていくのだから頑張っていこうと思う、また、そういった人たちに声を上げていただくということが非常に大事ではないかということで、こういう未来、将来像の議論をやってきたと思いますし、今後もそういった議論を加速できると良いのではないかと思います。

また、この中で、特に基幹放送普及計画制度の問題について改めて位置づけを再評価し、議論すべきではないかということは何度か申し上げてまいりましたが、デジタルテクノロジーが普及してくることによって取り残されがちな地域の情報や社会課題、逆にデジタルテクノロジーが普及するがゆえにできる地域の把握であるとか地域社会の活性化といった大きな方向性の中で、基幹放送がどういう役割を果たしていただくかについても、これまでとは違った、とりわけ民間放送の方々には大きな役割とチャンスがあるのではないかと思います。こういった点が議論できていけばよろしいのではないかと考えております。

最後に３点目、このような形で、社会の構成員の知る権利に奉仕するためのメディアの多元性を実現するためのメディアの経営基盤、あるいは、情報発信、流通のための力をデジタル空間の中で適切に強化するための施策として、プロミネンスをめぐる議論でありますとか視聴データの利活用といった問題を、この場でも、個別の各論に入るというよりは全体像としての位置づけを確認したと認識しております。パブコメの間にも、放送界においては、今私が申し上げた、知る権利に奉仕するためのメディアの経営基盤を強化するための取組だろうと思われる、非常に大きな動きがあったものと承知をしております。それぞれの事業者の方、あるいは関連の業種、業界の方も含めて色々な動きが今後出てくると思いますが、むしろそういった動きをできるだけ歓迎し、促進し、また、社会の構成員の知る権利に奉仕するメディアの多元性を充実させていくという観点から見て、意味のある御提言、制度提案があれば、それを柔軟に取り入れていくような議論が必要なのではないかと思っております。

私からは以上でございます。

【瀧構成員】

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。この度、非常に多岐に渡る論点の取りまとめたパブコメへの御対応につきまして、本当に御苦労さまでした。敬意を表したいと思います。

私からは1点だけでございまして、今回、情報空間の健全性なり、放送の定義などなどを考えていくに当たって、嘘と戦うということを私たちはもう少しシリアスに捉えなくてはいけないことが、米国の選挙を見ていても、日本国内の選挙を見ていても、従来であれば、海外で起きていることというように一部の人が捉えてきたものが、かなり身近な課題になったというように多くの人が捉え始めたんだと思っています。

災害や選挙の際には、特に偽・誤情報というのが多くクリックされ、インプレゾンビも湧くなど、本当に良くないサイクルが起きてくる時に、何をもってそれと戦っていくかというのは、バランスのある情報、偏見の少ない情報が、中で対話が促され、最終的に世の中の多くのことで中庸なことを信じて物事を行っていく立場があるんだと思っていまして、これをどうインセンティブをつけるのか、規律をつけるのかというのは大変難しい問題ではあります。ここで御紹介すべきか分からないですが、最近、『“右翼”雑誌』の舞台裏』という本を読みまして、これ物凄くシンプルに、世の中というのは、世の中の求めに応じていくと、かなりどちらかの極に行っていくような報道といいますか、メディアが生まれがちですし、そこの中の人たちはどんどん対話を避けていくと。伝統的なものがある意味、コケにしながら自分たちのアイデンティティーを確立していくような流れがあるわけございまして、こういう力学に対してインターネットのサービスというのはうまく規律をつけていかないと、どんどんその流れを増幅する流れがあるなとは思っている次第でございます。

今後の話の中で、以前のトピックの中でも、私はプロミネンスの経済的価値が足りるのかという問題提起をいたしました。プロミネンスに限らず、様々なデータ活用のやり方等々を含めて、偽・誤情報と闘っていく原資というのが社会へすごく残されているわけではない可能性も含めて、この議論を加速させて、解像度を上げていく必要があるのだと端的に思っております。

そういうことを通じながら、先ほど述べたように、バランスの取れた対話が促されるような、ある意味、ちゃんとしたものを、これは報道でもエンタメでもそうだと思いますが、作っていきましょうと。できればメディアに関わる人たちが、そういういい番組を中期的に作ろうと思えるような業界を色々な手を使って形成していかななくてはいけないのだと思っていまして、この辺りの検討を進めるためにも、急ぐべき制度的議論があるのだらうと感じました。

改めまして、この度の取りまとめ、誠に御疲れさまでございました。以上でございます。

【長田構成員】

なかなか難しいテーマで議論ずっと続いていたと思いますが、第3次の取りまとめができて良かったと思います。三友先生はじめ、委員の皆様や事務局の皆様、関係団体の皆様に、感謝しなくてはいけないと思っています。

これまで委員の皆さんのお話で、まだ色々な課題があるということは分かったのですが、今回、パブコメに対しても地方局の皆さんからいろいろな御意見が出ていて、そこがこれからとても大切になってくるのではないかとと思っています。こうしていかななくてはならないということと共に、現実の問題をきちんと認識していくということも大切だと思って、視聴者の気持ちから言えば、放送をそのまま受信するのが難しいような状況になってきている時にも放送のコンテンツはそのまま受け取りたいという強い気持ちはみんなあると思いますので、それを実現するために何ができるのか、そして我々が何をしなければいけないのかというのは、地方の放送局の皆さんや、そして地方の視聴者の意見をこれから具体的に入れた上で、こうしていくべき、今後こうあるべきという議論と共に、実現するための丁寧な議論をしていただけたらいいなと思っています。以上です。

【林構成員】

今回の放送の将来像のような原理的な問題から、BB代替のような直近の課題まで、放送をめぐる現下の諸課題について幅広く議論できたのは大変良かったと思います。放送事業者様のパブコメからも、ある意味、切実感を持ってこれらの諸課題について真剣に応答しようという姿勢が直に伺われて、大変有意義なものに感じました。私からも3点申し上げます。

1点目は、既に他の構成員の先生方からも御発言がございましたが、放送の将来像であるとか、プロミネンスの話であるとか視聴データの利活用といった論点は、今回の第3次取りまとめで議論が尽くされたわけではなくて、今後の検討によってさらに深められるべき論点かと思っています。どういった検討の場がふさわしいかはともかくとして、いずれにせよ、総務省において今後も継続的かつ戦略的に検討を続けていただきたいと思います。

2点目は、放送や新聞メディアは情報空間の健全性に貢献するために、日々取材と編集に裏打ちされた情報の発信に努めていらっしゃるわけですが、いわゆるアテンションエコノミーの下で、その努力が正当に評価されて、マネタイズすることが厳しくなっており、結果として、今後持続可能でなくなるということを私も危惧しております。これは視聴者（社会）の利益を害するわけですし、この点は民間の取組だけでは限界がありますので、しっかり政策として考える必要があるのかなと思います。これまでの検討で、プラットフォーム事業者について、例えばプロミネンスの検討等においてもヒアリングの対象ではございましたが、プラットフォーム事業者が社会的影響力と責務を自覚して、信頼できる情報のプロミネンスを含めたコンテンツモデレーションであ

るとか、レコメンドシステムのアルゴリズムの透明化について、さらなる努力を促す意味でも、また、デジタル時代の放送の諸課題というのは、そもそもインターネットを通じたプラットフォーム事業と表裏一体の問題でもありますので、彼らも含めて広範に情報収集と意見交換の機会を増やすべきかと思います。

今回、アマゾンジャパン様から、コネクテッドテレビで既に配信されているエンタメコンテンツよりも放送局によるエンターテインメントコンテンツを優先的に表示すべき合理的な理由が見当たらないというパブコメの御紹介が先ほどございましたが、ここでエンタメコンテンツに限定されていることに注目いたしました。仮に百歩譲っても、エンタメコンテンツについては優先的に表示すべき合理的理由はないにしても、エンターテインメント以外のコンテンツ、例えばニュース、報道については、これら国民の生命、身体、財産に直結し得るコンテンツですので、プロミネンスの合理的な理由はあるという考え方も十分成り立ち得るかもしれません。もちろんプロミネンスといっても直接な法規制じゃなくて、自主的な取組を促すべきかと思いますが、いずれにしろ、今後、その辺りを関係各位の意見を丁寧に聴取しながら議論を深めるべきだと思いました。

3点目は、地域名義での存在意義についてです。ローカル局はこれまで放送波だけでなく、主にニュースについては、個社でヤフーとかユーチューブで、また、キー局が構築したニュースネットワークベースのプラットフォーム経由で配信に取り組んでおられましたし、バラエティやドラマについては、TVerという形で配信されてきたかと思います。しかし、デジタル時代において、地域の課題が増大する時代に地域メディアの役割を発揮して、それをビジネスにつなげていくためには外部プラットフォームに依存するだけでいいのか、地域を主語にした連携というのが必要ではないかと、こういった問いが全国のローカル局をはじめとした地域メディアが共通して抱いている課題ではないかと思っています。例えば、私の住んでいる中京エリアでは、2020年にLocipoが開始されましたが、これはローカル局5局が系列を越えて配信プラットフォームを形成しており、全国でもまだここにしかないと思います。ただ、Locipoにしてもユーザーの広がり等色々課題があるとも承知しています。

いずれにしても、ローカル局のより一層地域に欠かせない存在となるための課題は何かとか、地域情報流通の強化とか、ローカルコンテンツのプロミネンスの具体的な姿とか、いろいろ問いがあるわけで、これを放送政策でどういった議論をすべきかという問いを続けていくということが地域メディアの将来を考えることでもあるのかなと思っています。私からは以上です。

【山本（龍）構成員】

3次取りまとめの作成に御尽力いただきました事務局の皆さん、それから三友座長には深く感謝

申し上げます。ありがとうございました。また、パブコメお寄せいただいた関係者の皆様にも深く御礼を申し上げます。私から2点、申し上げたいと思います。

第1ですが、まず、放送の役割とは何かという本質的な論点につきましては、放送の自由との関係で慎重さを要しつつも、アテンションエコノミーの加速が惹起する最近の諸問題を考えますと、一定のスピード感を持って議論を進めていく必要があるのではないかと考えております。放送がサステナブルなものになるために、アテンションエコノミーの世界の中で勝負するのか、それともこれと距離を取ることによって、言わば逆説的に自らの存在意義や経済的な価値を高めていくかということとは極めて重要な論点かなと思います。例えば、人間の情動的な側面を刺激して、クリック、反射を得るという、アテンションエコノミー的な刺激と反射の動物実験的な情報空間から、いかに人間と民主主義等を取り戻すかということは、この点に関連して重要な論点かなと考えております。

非常に青臭くて大げさな議論かと思われるかもしれませんが、少なくない人が刺激と反射に疲れている、あるいは情報の過剰とか、あるいは偏りに疲れている、多様な情報に接したいと考えているということを踏まえると、アテンションエコノミーと距離を図っていくということは、中長期的に見れば実はビジネスチャンスになるのではないかなとも考えております。

第2に、このようなあるべき放送、青臭い放送の姿というのを、放送事業者が経済的な不安を感じずに邁進できるようにするためには制度的な工夫の検討というのも不可欠だと思っております。私といたしましては、プロミネンスの在り方ですとか、視聴データの、言わば特区的な取扱いについて、関係者の皆様の御意見を聞きつつ、議論を深めていくべきだと思っております。微力ではありますが、今後、機会がありましたらこうした議論の展開、発展に尽力していきたいと思っております。以上です。

【山本（隆）構成員】

私からは第1章の放送の将来像と第2章のブロードバンド代替について一言ずつ申し上げます。

第1章の放送の将来像に関しましては、放送制度は従来、情報の伝送手段としての放送の技術的な特性を基礎として組立てられてきており、それが情報の伝送手段の多様化によって、考え直す必要が出てきているという大きな話をしております。これから、それぞれの社会のアクターの自由と自律を基礎とし、自由と自律のためのコミュニケーションの可能性を広げていくという視点が重要になると思います。そういたしますと、従来の放送を情報空間全体、社会におけるコミュニケーションの在り方全体の中で、もう一度位置づけ直すことが必要になります。今回、問題提起されておりますが、やろうとすると非常に難しい問題とも思っております。これから中長期的に取り組んでいかなくتهはいけないと改めて認識いたしました。

それから、第2章のブロードバンド代替につきましては、NHKと民間放送との協力が必要であるという指摘と、それぞれの地方の理解を得ていく丁寧なプロセスが必要であるという指摘があります。実際にこれもやろうといたしますと、色々な問題があるかと思いますが、こういった協力関係、あるいは理解を得るというプロセスを丁寧に今後とっていただきたいと思います。

【三友座長】

ありがとうございました。

それでは、最後に私からも一言申し上げたいと思います。まず、構成員の皆様には、第3次の取りまとめに向けて大変精力的に御議論をいただきました。ありがとうございます。放送事業者の皆様、そしてオブザーバの皆様、関連する事業者の皆様にも建設的な御議論をいただきました。重ねて感謝を申し上げます。さらに、事務局の皆様にも、この取りまとめに向けて御尽力をいただきました。ありがとうございました。

私自身、本年度は在外研究期間に当たっておりまして、海外に居住していることもあり、色々と御不便をおかけしたと思います。至らぬ点が多々あったと思います。それにつきましては、この場を借りてお詫びを申し上げます。

第1回が開催されたのは、2021年の11月8日と承知しております。37か月経ちましたが、その中で31回の会合があり、平均するとほぼ毎月開催しているということになります。この間、課題も変化いたしまして、第3次の取りまとめでは、放送の将来像、小規模中継局等のブロードバンド等による代替、ラジオ放送における経営の選択肢の他、ワーキング等の成果といたしまして、国際放送や放送コンテンツの制作流通の促進、衛星放送等が論点となりました。

伊東座長が先ほどおっしゃったように、まさに放送のサステナビリティというところに議論が移ってきていると感じるところでございます。ありがたいことに、今回も意見募集に対して大変多くの御意見をいただきました。放送の進むべき方向に関しまして、皆様から前向きな御意見をいただいたと承知しております。特に今回、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関しましては、主査の伊東先生の下で集中的に御議論いただきまして、その成果を取りまとめて公表することができました。

諸外国における市民レベルでのデジタル技術の普及、あるいは高度な活用を見ておりますと、正直なところ、日本というのは平時における技術の変化に関して、非常に慎重な国民性であると言えます。歯に衣着せずに言えば、既に周回遅れになっているにもかかわらず、全員で沈んでいっているがゆえに気づかない、あるいは、大丈夫だと思っている節があります。これは別に放送に関してということではなくて、全体的にそういう印象を持つということでございます。

もちろん交代的な技術が表れたときに、いわゆるレガシーが持っている機能を100%維持することを確認した上で、その技術の導入を容認するというような慎重な考え方もあるわけですが、個人的な意見を申し上げれば、サービスを需要する側にとって最も基本的な機能が具備されていれば、まずは導入してもいいのではないかと思います。これをＢＢ代替に当てはまるならば、ＢＢ代替を検討する対象となる地区にとっては、将来的に放送が届かなくなると、そういうおそれがあるがゆえの検討ですので、何が最も必要な機能かといえば、それは放送が求められている限り、この「求められている限り」というのが重要ですが、放送が求められている限り、視聴者である地域住民に放送が届くということだと思います。もちろん視聴者の皆様の受容可能性が前提ではありますが、あまり細部にこだわり過ぎることで、本来の目的を忘れて大事なものを忘れ、失うことのないように、また、新たな機会を失うことのないように注する必要があるかとも思っております。

そのためには、この検討会で何をすればいいのか、一つは、この検討会が目指すことについて、それぞれ皆さん、立場は尊重しながらも、構成員のみならず、関係する皆様の中の心の底での一種の信頼関係の形成が最も重要で、そのために皆様の方向感を共有するということが必要になってくると思います。そのための議論の場がこの検討会ではないかと思います。このことは、他の今後の検討課題についても同様でありまして、いかに意見が対立しても、皆さんで方向感を共有していくことは、この検討会が持つべき使命であると感じております。

以上、全く個人的な意見ではございますけれども、私からも一言述べさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、本日欠席されております、曾我部構成員からコメントを預かっておりますので、事務局から代読をお願いいたします。

【曾我部構成員】（事務局代読）

今回の取りまとめ案冒頭にあるように、日本の放送制度は間もなく100周年を迎えますが、このタイミングに当たり、今回の取りまとめは大きな転換を示すものとなったと感じます。

一方では、第3章では、最も古い放送チャネルであるＡＭ放送がその役割を終えるための道筋がつけられました。そのこと自体はやむを得ませんが、放送関係者にとっては、100年にわたって放送文化を支え続けたＡＭラジオ放送の記憶や記録を是非きちんと残し、後世に引き継ぐ努力を期待します。

他方では、新たな時代への対応として、第1章では放送概念の再構成も含めた検討の必要性が示されました。こうした改革は諸外国では既に進められており、必要ではあるが困難な道のりになることが予想されます。関係者の利害対立も想定されますが、そうした困難を超えて、質の高い公共

的な情報が安定的に供給され、国民の知る権利に応え続けるような制度が構築されるよう、今後の努力が期待されます。

さらに、第2章では、小規模中継局等のブロードバンド等による代替の考え方が示されました。これについては、全体から見れば一部とはいえ、少なくない数の視聴者が影響を受けるものであり、丁寧な説明と理解の上で取組を進めていただくよう念願しております。

【佐伯放送政策課長】

以上、曾我部先生からのコメントでございました。事務局からの補足でございますが、AM放送につきましては、おそらくFM転換への道筋というような文脈でおっしゃられているという理解でございます。私からは以上です。

【三友座長】

本日の議論は以上となります。本日も活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日、議論いただきました第3次の取りまとめ（案）については、特に大きな修正をするというようなことはなかったと理解しております。細かな加筆修正、あるいは修文も含めまして、本日の御議論を踏まえた取りまとめ（案）の修正につきましては、私座長に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、必要な修正を行った上で、可能な限り速やかに取りまとめを公表したいと思います。

（４）閉会

事務局より、今後も議論を深めていく必要がある課題として、放送の将来像については、さらなる検討速やかに進めるべく、まずは総務省において必要な調査等を行いたい旨の発言があった。また、今後の新たな検討課題について以下のとおり提案があった。

【坂入地上放送課長】

今般の第3次取りまとめにおきまして、令和6年能登半島地震の経験を踏まえて、緊急対応力の強化に引き続き取り組む必要がある旨、記載されており、また、衛星放送ワーキンググループの取りまとめにおいても、災害発生時における衛星放送の活用についての記載をいただいたところでご

ざいます。1月の能登半島地震の後も各地で豪雨災害等が発生しておりまして、また、8月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、近い将来に南海トラフ地震の発生も懸念されております。

事務局としましては、広域大規模災害時においても、放送が被災者に必要な情報を届けるという重要な使命を果たしていくために必要な体制や政策について改めて検討していくことが必要ではないかと考えております。そのため、この検討会の下に別途議論する場を開催しまして、広域大規模災害時の放送による情報伝達手段の確保に関する検討を短期集中的に行いたいと考えておりますので、御了解をお願いいたします。

なお、具体的にどういうふうに進めていくのかについては、今後、座長とよく相談させていただきたいと思います。私からは以上でございます。

【三友座長】

ありがとうございます。大変重要な課題だと認識しております。ただいま御提案いただきました広域大規模災害時の放送による情報伝達手段の確保に関する検討の場を開催したいという御提案がございました。これにつきまして、そのような検討の場を開催する方向で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【三友座長】

既に通信の方では同様の検討が進んでいると承知しておりますので、放送におきましても、ぜひ鋭意検討を進めていただければと思います。ありがとうございました。